

## 議題 3 白井市の地域包括ケアシステム構築方針について（地域ケア会議）

### ○地域包括支援センター運営協議会について

#### 1 地域包括支援センター運営協議会とは。（法的根拠）

地域包括支援センターの設置者については、「包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。」（法第 115 条の 46 第 5 項）こととしており、市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例で、「白井市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。」と定めています。

センターの設置及び運営に関しては、運営協議会が関与すべきことを規定しており、センターが適切、公正かつ中立に運営されているかを協議等する場となります。

#### 2 所掌事務（厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋）

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

##### （1）センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

##### （2）センターの行う業務に係る方針に関すること。

運営協議会は、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

##### （3）センターの運営に関すること。

- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
  - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した

上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。

イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。

ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

#### (4) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

#### (5) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。

## ○地域ケア会議について

### 1 地域ケア会議とは。(厚生労働省通知「地域ケア会議」に関するQ&Aより抜粋)

団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進しています。これを実現するためには、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめる必要があります。

このため、今般、①専門多職種の協働のもと、公的サービスのみならず他の社会資源も積極的に活用しながら、高齢者個人の課題分析と在宅生活の限界点を上げるための支援の充実に向けた検討を行い、これらの個別ケースの検討の積み重ねを通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、②高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを行政に吸い上げ、社会基盤整備につなげる一つの手法として、「地域ケア会議」が厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」に位置づけられました。

※別添：イメージ図参照